

(別添様式1)

介護福祉士養成施設及び介護福祉士学校自己点検票（総括票）

養成施設名： _____

自己点検日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日（ ____ ）

点検者： _____

事 項	点 検 内 容	根 拠 等	点検結果								
I 教職員に関する事項 1 専任教員	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に複数の課程がある場合には、一の課程とする。）に限り、専任教員となっているか。</p> <p>② 養成施設指定規則（又は学校指定規則。以下「新指定規則」という。）別表第2に定める数以上の専任教員が配置されているか。</p> <table border="1" data-bbox="416 779 1046 1014"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th> <th>専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3 + (学生総定員 - 80) / 40人</td> </tr> <tr> <td>201人～</td> <td>3 + (学生総定員 - 200) / 50人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 専任教員は、新指定規則第5条第5号に掲げる者のいずれかであるか。</p> <p>④ 新指定規則別表第4の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者（以下「教務主任」という。）は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 専任教員のうち1人は、教務主任であるか。 イ 教務主任は、介護教員講習会を修了し、かつ法第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者であるか。</p> <p>⑤ 領域「人間と社会」に区分される教育内容を教授する専任教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 領域「人間と社会」に区分される教育内容を教授する専任教員のうち1人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者（以下「科目編成主任」という。）であるか。 イ 上記アの科目編成主任は、新指定規則第5条第7号に定める基準を満たした者であるか。</p> <p>⑥ 領域「介護」に区分される教育内容を教授する専任教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 領域「介護」に区分される教育内容を教授する専任教員は、介護教員講習会の修了者であるか。 イ 領域「介護」に区分される教育内容を教授する専任教員のうち1人は科目編成主任であり、かつ、介護福祉士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者であるか。</p>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人	201人～	3 + (学生総定員 - 200) / 50人	<p>養成施設指針7-(2) 学校指針7-(2)</p> <p>養成施設指定規則第5条第4号 学校指定規則第5条第4号</p> <p>養成施設指定規則第5条第5号 学校指定規則第5条第5号</p> <p>養成施設指定規則第5条第6号 学校指定規則第5条第6号</p> <p>養成施設指定規則第5条第7号 学校指定規則第5条第7号</p> <p>養成施設指定規則第5条第8号 学校指定規則第5条第8号</p> <p>養成施設指定規則第</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>ア (適・否) イ (適・否)</p> <p>ア (適・否) イ (適・否)</p> <p>ア (適・否) イ (適・否)</p>
学生総定員の区分	専任教員数										
80人まで	3										
81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人										
201人～	3 + (学生総定員 - 200) / 50人										

	<p>⑦ 領域「こころとからだのしくみ」に区分される教育内容を教授する専任教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 領域「こころとからだのしくみ」に区分される教育内容を教授する専任教員のうち1人は、科目編成主任であるか。 イ 上記アの科目編成主任は、新指定規則第5条第9号に定める基準を満たした者であるか。</p>	5条第9号 学校指定規則第5条第9号	⑦ (適・否)
2 教員要件	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 新指定規則別表第4に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有しているか。</p> <p>② 専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者であるか。</p>	<p>養成施設指定規則第5条第4号 学校指定規則第5条第4号 養成施設指針7-(1) 学校指針7-(1)</p> <p>養成施設指針7-(4) 学校指針7-(4)</p>	① (適・否) ② (適・否)
	<p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>③ 旧指定規則別表第4、別表第5又は別表第6に定める専門分野の科目を担当する教員については、旧指導要領の5の(6)に定める教員要件が満たされているか。 (注) 1人でも要件を満たさない教員が確認されたときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>④ 旧指定規則別表第4に定める基礎分野の科目を担当する教員については、旧指導要領の5の(7)に定める教員要件が満たされているか。《旧指定規則第7条第1項の養成施設に限る。》 (注) 1人でも要件を満たさない教員が確認されたときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p>	<p>旧指導要領5-(6)</p> <p>旧指導要領5-(7)</p>	③ (適・否) ④ (適・否)
3 事務職員	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>○ 専任の事務職員を有しているか。</p>	<p>養成施設指定規則第5条第16号 学校指定規則第5条第16号</p>	(適・否)
II 教育に関する事項			
1 教育内容	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 教育内容は、新指定規則別表第4及び養成施設指針(又は学校指針。以下「指針」という。)別表1、別表2又は別表3に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p>	<p>養成施設指定規則第5条第3号、第6条第4号及び第7条第4号 学校指定規則第5条第3号、第6条第4号及び第7条第4号 養成施設指針8-(1) 学校指針8-(1)</p>	① (適・否)
	<p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>② 教育内容は、旧指定規則別表第4、別表第5又は別表第6に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p>	<p>旧指定規則第7条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号</p>	② (適・否)

	③ 形態別介護技術のうち手話・点字の時間数は、合わせて30時間以内となっているか。ただし、形態別介護技術の時間数が旧指定規則別表に定める時間数を超過しているときはこの限りでない。		③ (適・否)
2 授業時間数	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 新指定規則別表第4に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>② 旧指定規則別表第4、別表第5又は別表第6に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【新旧共通の事項】</p> <p>③ 1コマ当たりの授業時間は、適正な時間となっているか。 (注) 1コマ2時間相当の授業は90分以上、また、1時間相当の授業は50分以上となっているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</p> <p>④ 期末試験等を、学則に定められた授業時間数の内で行う場合、上記③による時間にて実施されているか。</p>		① (適・否)
III 実習に関する事項			
1 学生数	<p>【新旧共通の事項】</p> <p>○ 同時に実習を行う学生数は、その指導する実習指導者の員数に5を乗じて得た数(実習指導者1人当たり5人)以下となっているか。</p>	<p>〔新〕 養成施設指定規則第5条第15号 学校指定規則第5条第15号 〔旧〕 旧取扱細則5-(1)</p>	(適・否)
2 実習内容	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 介護実習は、新指定規則第5条第14号イの実習(以下「介護実習Ⅰ」という。)及び同号ロの実習(以下「介護実習Ⅱ」という。)の両方で構成されているか。 (注) 両方の実習が行われているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</p> <p>② 介護実習を行う施設又は事業(以下「実習施設」という。)は、告示第203号に定めるものであるか。</p> <p>③ 介護実習Ⅱを行う実習施設は、新指定規則第5条第14号ロに定める要件に適合しているか。</p> <p>【旧カリキュラムに係る事項】</p>	<p>養成施設指定規則第5条第14号 学校指定規則第5条第14号</p> <p>養成施設指定規則第5条第14号 学校指定規則第5条第14号</p> <p>養成施設指定規則第5条第14号 学校指定規則第5条第14号</p>	① (適・否)
			② (適・否)
			③ (適・否)

	<p>④ 介護実習は、入所実習施設及び居宅介護実習事業等の両方において行われているか。 (注) 両方の実習が行われ、かつ、居宅介護実習事業等を複数日に行われているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</p> <p>⑤ 介護実習を行う実習施設は、告示第203号に定めるものであるか。</p> <p>⑥ 介護実習は、複数の施設種別（高齢者施設や障害者施設等）にて実施しているか。 (注) 特定の施設種別（例えば、高齢者施設のみ等）に偏っているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>⑦ 上記④による介護実習の実習施設は、すべて厚生労働大臣の承認を受けた施設又は事業所であるか。 (注) 1か所でも承認を受けていない施設等で介護実習が行われているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【新旧共通の事項】</p> <p>⑧ 1日当たりの実実習時間は、8時間以内となっているか。</p> <p>⑨ 実実習時間には、いわゆる帰校日や公認欠席（これに準ずる欠席を含む。）が含まれていないか。 (注) 上記に示す帰校日等が含まれていないときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</p>	<p>旧指定規則第7条第1項第12号、第2項第6号、第3項第6号</p> <p>旧指定規則第7条第1項第12号、第2項第6号及び第3項第6号</p> <p>旧取扱細則5-(3)</p> <p>旧指定規則第4条第1項</p>	<p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p> <p>⑦ (適・否)</p> <p>⑧ (適・否)</p> <p>⑨ (適・否)</p>
3 巡回指導	<p>【新カリキュラムに係る事項】</p> <p>① 介護実習を担当する教員により、少なくとも週1回の巡回指導が行われているか。</p> <p>【旧カリキュラムに係る事項】</p> <p>② 各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週2回は巡回指導が行われているか。 (注) すべての実習において週2回の巡回指導が行われていないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>【新旧共通の事項】</p> <p>③ 巡回指導記録票を用いて、指導内容及び実習指導者からの聴取内容等を記録しているか。</p> <p>④ 5年程度の巡回指導記録票が保管されているか。ただし、指定を受けた年度から5年を経過していない養成施設にあっては、その期間とする。</p>	<p>養成施設指針9-(8) 学校指針9-(8)</p> <p>旧取扱細則5-(2)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p>
4 実習指導者	<p>【新旧共通の事項】</p> <p>○ 各実習施設における実習指導者については、指定規則等に定める実習指導者の要件を満たしているか。</p>	<p>〔新〕 養成施設指定規則第5条第14号 学校指定規則第5条第14号 〔旧〕 旧指導要領8-(2)及び(3)</p>	<p>(適 ・ 否)</p>

IV 学則に関する事項	【新カリキュラムに係る事項】 ○ 別添様式に掲げる事項がすべて適正に記載されているか。 (注) 別添様式1の(1)～(26)のすべてが『適』となったときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。	養成施設指針5 学校指針5	(適・否)
V 学生に関する事項	【新カリキュラムに係る事項】 ① 本年度の入学者について、学則に定められた学生の定員を超えていないか。(ただし、留年生を除く。) ② 本年度の入学手続き時において、入学資格を有することを証する書類を提出させているか。 ----- 【新旧共通の事項】 ③ 科目ごとの学生の出席状況が、出席簿等の書類などにより、確実に把握されているか。 ④ 指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。 (注) いわゆる公認欠席又はこれに準ずる欠席を「出席扱い」として、当該時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に含めているときは、右欄の『否』に○を付すこと。 ⑤ 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類(学籍簿等)が確実に作成され、事務局等に保管されているか。 ⑥ 上記③及び⑤に関する書類の保存に関する規程等が定められ、かつ、書類の分類ごとに保存年限が明確になっているか。	養成施設指針6-(1) 学校指針6-(1) 養成施設指針6-(2) 学校指針6-(2) 〔新〕 養成施設指針6-(3) 学校指針6-(3) 〔旧〕 旧指導要領4-(5) 〔新〕 養成施設指針6-(4) 学校指針6-(4) 〔旧〕 旧指導要領4-(6)及び(7) 〔新〕 養成施設指針6-(8) 学校指針6-(8) 〔旧〕 旧指導要領4-(9)	① (適・否) ② (適・否) ③ (適・否) ④ (適・否) ⑤ (適・否) ⑥ (適・否)
VI 施設設備に関する事項 1 模型及び機械器具	【新カリキュラムに係る事項】 ○ 教育上必要な模型及び機械器具が備付けられているか。 (注) 別添様式3のすべてが「適」となったときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。	養成施設指針2-(10) 学校指針2-(10)	(適・否)
2 専門図書及び学術雑誌	【新カリキュラムに係る事項】 ① 新指定規則別表第4に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えているか。 ② 専門図書及び学術雑誌は、生徒の希望を勘案し、定期的に補充又は更新されているか。 ③ 専門図書のうち、特に領域「介護」に関する図書の充実が図られているか。	養成施設指針2-(12) 学校指針2-(12) 養成施設指針2-(12) 学校指針2-(12) 養成施設指針2-(12) 学校指針2-(12)	① (適・否) ② (適・否) ③ (適・否)
VII 変更申請及び届出に関する事項 1 学則に関する事項	【新旧共通の事項】		

(2) 届出事項	<p>に○を付すこと。 (注2) 平成21年度以降の実習施設の変更については、旧カリキュラムの実習施設に係る変更であっても、新カリキュラムの実習施設と同様に届出で差し支えないこと。</p>		
	<p>【新旧共通の事項】 ※ 上記(1)の(注2)のとおり、平成21年度以降の旧カリキュラムの実習施設の追加等変更については、新カリキュラムの実習施設と同様に届出で差し支えない。</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、実習施設の追加等、実習施設を変更したか。 ② 上記①に係る実習施設の追加等の変更について、変更後1月以内に関東信越厚生局長に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	令第4条第2項	① [有・無] ② (適・否)
3 その他の変更に関する事項 (1) 承認事項	<p>【新旧共通の事項】 ① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更したか。 ② 上記①に係る校舎等の変更について、事前に関東信越厚生局長に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が「有」のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	令第4条第1項	① [有・無] ② (適・否)
(2) 届出事項	<p>【新カリキュラムに係る事項】 ① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、専任教員を変更したか。 ② 上記①に係る専任教員の変更について、変更後1月以内に関東信越厚生局長に対して届け出ているか。 (注1) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。 (注2) 平成20年度中の専任教員の変更については、届出は不要であること。</p>	令第4条第2項	① [有・無] ② (適・否)
Ⅶ 定期報告に関する事項	<p>【新旧共通の事項】 ① 本年度における施行令第5条に基づく報告の記載内容は、事実が報告されているか。 ② 本年度の報告は、期限内に行われているか。</p>	令第5条 令第5条	① (適・否) ② (適・否)
	<p>【新カリキュラムに係る事項】 ○ 指針別表4に定める内容以上の情報が、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供されているか。</p>	養成施設指針10-(1)及び(2) 学校指針10-(1)及び(2)	(適・否)

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

《新カリキュラムに係る法令・通知等》

- ・法：「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)
- ・令：「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号)
- ・養成施設指定規則：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号)
- ・学校指定規則：「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」(平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号)
- ・養成施設指針：「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会)

- ・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添2)
- ・学校指針：「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」（平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328002号文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の別添2)
- ・告示第203号：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ヲ及び第5条十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（昭和62年厚生省告示第203号）

《旧カリキュラムに係る法令・通知等》

- ・旧指定規則：「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）
- ・旧指導要領：「介護福祉士養成施設等指導要領」（昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」の別添2）
- ・旧取扱細則：「介護福祉士養成施設等指導要領取扱細則」（平成3年3月27日社庶第82号厚生省社会局庶務課長通知「介護福祉士養成施設等指導要領取扱細則について」の別紙）

(別添様式2)

学則に関する自己点検票 (介護福祉士養成施設及び介護福祉士学校)

養成施設名: _____

点検者: _____

チェック項目	点検結果
<p>○ 学則に次に掲げる事項が漏れなく記載されているか。 ※ (1)～(26)のすべてが「適」となったときにのみ「適」とすること。</p> <p>(1) 設置目的 (1) [適・否]</p> <p>(2) 名称 ※ 学科、専攻、コース名まで記載されているか。 (2) [適・否]</p> <p>(3) 位置 ※ 養成施設の所在地が記載されているか。 (3) [適・否]</p> <p>(4) 修業年限 (4) [適・否]</p> <p>(5) 学生定員 (学生定員とは、「入学定員及び総定員」をいう。) (5) [適・否]</p> <p>(6) 学級数 ※ 通信課程にあつては、記載されていなくても差し支えない。 (6) [適・否]</p> <p>(7) 養成課程 ※ 法令の内容を満たしたカリキュラムが記載されているか。 (7) [適・否]</p> <p>(8) 履修方法 (8) [適・否]</p> <p>(9) 学年 (9) [適・否]</p> <p>(10) 学期 ※ 学期の開始日及び終了日が記載されているか。 (10) [適・否]</p> <p>(11) 休日 ※ 夏季・冬季休校中等に施設実習を予定しているときは、その旨が記載されているか。 (11) [適・否]</p> <p>(12) 入学時期 (12) [適・否]</p> <p>(13) 入学資格 ※ 指定規則に定める入学資格を満たしたものが記載されているか。 (13) [適・否]</p> <p>(14) 入学者の選考 ※ 選考方法が記載されているか。 (14) [適・否]</p> <p>(15) 入学手続 ※ 手続方法が記載されているか。 (15) [適・否]</p> <p>(16) 退学 (16) [適・否]</p> <p>(17) 休学 (17) [適・否]</p> <p>(18) 復学 (18) [適・否]</p> <p>(19) 卒業 (19) [適・否]</p> <p>(20) 学習の評価及び課程修了の認定 (20) [適・否]</p> <p>※ 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2 (実習は5分の4) に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が記載されているか。</p> <p>(21) 入学検定料 (21) [適・否]</p> <p>(22) 入学金 (22) [適・否]</p> <p>(23) 授業料 (23) [適・否]</p> <p>(24) 実習費等 ※ 学生から徴収する費用は、すべて記載されているか。 (24) [適・否]</p> <p>(25) 教職員の組織 (25) [適・否]</p> <p>(26) 賞罰 (26) [適・否]</p>	

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」旨が規定されているときは、別に定める取扱規程や細則等にその内容が記載されているときに限り『適』とすること。

(別添様式3)

介護福祉士養成施設及び介護福祉士学校の保有する設備に関する自己点検票

養成施設名： _____

点検者： _____

区分	チェック項目	点検結果		基準等
介護実習室	実習用モデル人形	適・否	体	2体(体位変換、清拭等介護実習に適したもの)
	人体骨格模型	適・否	体	1体
	成人用ベッド うち、ギャッチベッド	適・否	(台 台)	同時に授業を行う学生数÷5人= 台以上(端数切り上げ) ギャッチベッドを含む。 手すりを備えたもの。
	移動用リフト	適・否	台	床走行式、固定式、据置式のいずれも可。
	スライディングボード又はスライディングマット	適・否	相当数	
	車椅子	適・否	台	同時に授業を行う学生数÷5人= 台以上(端数切り上げ)
	簡易浴槽	適・否	台	1台(移動できるもので、浴槽が硬質のもの)
	ストレッチャー	適・否	台	2台
	排せつ用具	適・否	有・無	相当数(ポータブルトイレ、尿器等)
	歩行補助つえ	適・否	有・無	相当数
	盲人安全つえ	適・否	有・無	相当数(普通用と携帯用を揃えること)
	視聴覚機器	適・否	有・無	相当数(テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等)
	障害者用調理器具、障害者用食器	適・否	有・無	相当数
	和式布団	適・否	式	一式
入浴実習室	家庭浴槽	適・否	台	
	シャワー設備	適・否	台	
	給排水設備	適・否	有・無	
家政実習室 調理実兼用の場合	調理設備兼裁縫作業台	適・否	台	同時に授業を行う学生数÷6人= 台以上(端数切り上げ)
家政実習室 単独の場合	裁縫作業台	適・否	台	同時に授業を行う学生数÷6人= 台以上(端数切り上げ)
調理実習室 単独の場合	調理設備	適・否	台	同時に授業を行う学生数÷6人= 台以上(端数切り上げ)

※1 自己点検日現在の状況を記載すること。

※2 故障、破損等の不具合が生じているものは、除外すること。